

柳川市対面型セミセルフPOSレジ端末およびキャッシュレス決済端末導入業務仕様書

1 件名

柳川市対面型セミセルフPOSレジ端末およびキャッシュレス決済端末導入業務

2 業務の概要

(1) 対面型セミセルフPOSレジ及びキャッシュレス決済端末調達、設置及び設定

(2) キャッシュレス決済端末により決済された手数料等の指定納付受託業務

※POSレジの調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案すること。なお、共同提案の場合は原則として、対応窓口を1か所に統一すること。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）

4 作業計画書

受注者は、本業務に係る作業計画書を作成し、提出すること。詳細については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。

5 納入場所

柳川市役所 柳川庁舎 市民課、税務課（福岡県柳川市本町87番地1）

大和庁舎 市民サービス課（福岡県柳川市大和町鷹ノ尾120番地）

三橋庁舎 市民サービス課（福岡県柳川市三橋町正行431番地）

6 数量

柳川市役所 柳川庁舎 市民課 1式

税務課 1式

大和庁舎 市民サービス課 1式

三橋庁舎 市民サービス課 1式

7 調達機器

(1) セミセルフPOSレジ

ア POSレジの種別は対面セルフ仕様であり、カウンター上に設置する。

イ 合計金額を算出するまでの入力を職員が行い、確定した合計金額を来庁者自身が自動釣銭機で支払うものであること。

ウ POSシステムを有し、各種集計データの蓄積機能を備えていること。

エ 各種集計データのバックアップ対応ができること。また、バックアップされたデー

タは Microsoft Excel へのインポート可能な CSV 形式等のデータとして利用することができること。

オ 上記記載の各種集計データは、業務中又は業務終了後に簡単な操作でいつでも確認ができる仕組みであること。なお、集計項目は、設置場所ごとの収納年月日、証明書種別ごとの金額及び件数を想定している。決済種別については決済ブランドごとに集計できることが望ましい。

カ キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。

キ セミセルフ POS レジとキャッシュレス決済端末が連動可能であるか、一体化しており、セミセルフ POS レジとキャッシュレス決済端末とで金額の二度打ちが発生しないこと。

ク 来庁者側のディスプレイに支払額、預かり金額、釣銭が表示されること。

ケ 来庁者側及び職員側にタッチパネルを設けること。タッチパネルはカラー表示とする。

コ 職員側の操作画面等は機器ごとにカスタマイズできること。また、取扱品目等の追加設定ができること。

サ レシートが発行できること。また、レシートに発注者が定めるデザイン及び文字（市章、収納者名等）を印字できること。

シ 納品する機器一式の高さや奥行は、窓口での効率的な運用ができるものとし、付属品等が生じる場合は見積額に含めること。

ス 来庁者側に現金投入口のある自動釣銭機を設けること。

セ 自動釣銭機については、日本国内発行硬貨 6 金種、紙幣 4 金種の取扱いができるものであること。また、今後の硬貨及び紙幣の改廃に対応できるものであること。
※有償の場合は見積額を提示すること。

ソ 自動釣銭機内の現金残高を職員側で確認できる機能を有すること。

タ 硬貨や紙幣の補充が簡易に行えること。

チ 現金支払時に来庁者とのトラブルを防ぐため、カメラ撮影機能を POS レジ側に取付け、即時に確認することが可能であること。

（２）キャッシュレス決済端末

ア 上記セミセルフ POS レジと連動できること。

イ クレジットカード、電子マネー決済、コード決済が利用できること。

ウ コード決済はスキャナーで読み込み決済が出来るもの。スキャナーは決済前に職員にて支払金額を確認できるようなハンドスキャナーが望ましい。

エ クレジットカード等の信用照会は、即時与信ができること。

オ クレジットカードの不正使用に対し、十分な対策がなされていること。

8 指定納付受託業務について

(1) 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済

- ア クレジットカード、電子マネー及びコード決済すべての決済手段の取扱い及び取次を行うものとする。
- イ 取扱い可能なブランド名、個別の決済手数料を本提案に含めること。
- ウ キャッシュレス決済の種別については、市と受託者で協議のうえ決定するものであること。

(2) 指定納付受託の方法

- ア 本市は、本業務を受託したものを地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者に指定する。
- イ 納付方法は、指定納付受託者が納入義務者等に代わり立替払いを行なう「立替払方式」とする。
- ウ キャッシュレス決済した収納金について、本市への納付方法等（集計のタイミングや回数、市への納付時期等）を提案すること。
※収納金の期間は月単位を最長とし、複数月にまたがる収納金を一度に入金することはできない。
- エ 収納金は、納入義務者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、一括して納付すること。
なお、本市が支払う指定納付受託業務に係る決済手数料を収納金から控除して納付する方式は認めないこととする。
- オ 口座振込手数料は受託者の負担とする。
- エ 内訳明細及び取扱手数料の明細を本市が指定する期日までに発行すること。明細は、端末ごとに内容を確認できるものとする。

9 ネットワーク環境

- (1) インターネット回線が必要な場合は、発注者が用意する。
- (2) モバイルルーター、独自機器等を使用する場合は、設置場所の通信環境を事前に確認すること。

10 保守および保証について

- (1) 保守料および保証は提案によるものとする。
- (2) 保守期間は5年とする。5年に満たない場合は、代替案を提示すること。
- (3) 機器に故障・不具合が生じた場合に、速やかに技術者を派遣できる体制が取られていること。
- (4) 機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

1 2 納品物

- (1) 調達機器一式
- (2) マニュアル 4部

1 3 その他

- (1) 受注者は、個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守するほか、「柳川市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。また、本業務の中で個人情報を取り扱う場合は「柳川市情報セキュリティポリシー」を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務遂行の中で建造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。損傷した場合は、発注者の指示に従い、速やかに現状復旧をはかること。なお、復旧に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (3) 受注者は、本業務を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に申請し、発注者の承諾を得た場合にはこの限りではない。